

# 重 要 日 誌

自昭和23年6月  
至昭和43年9月

	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設	昭 和 23 年		6・25	地元有志による愛知用水実現の運動開始
			7・15	久野庄太郎宅において県会議員・県農地部長・市町村長・知多農村同志会幹部が参集し、愛知用水計画の説明を聴取
			10・1	愛知用水開発期成会が発足
			11・1	知多農村同志会が中心となり、愛知用水期成促進大会を開催
立 前	昭 和 25 年	5・26 国土総合開発法公布 (法律第141号6・1施行)	5・5	期成同盟会会長森信蔵は全国市長会代表として渡米の際「愛知用水の趣旨と理想」を翻訳して世銀に提出し、要旨を説明 〔英文パンフレット Aichi Irrigation System (Its prospects & Ideal)〕
			7・19	高松宮 愛知用水地域を視察
公 団 設	昭 和 24 年	7・25 農林省和田計画部長等によって現地調査	3・24	愛知県議会が愛知県三大河川総合開発委員会設定に関する決議
			9・15	愛知用水開発期成同盟会結成 (後に愛知用水期成同盟会といわれる)
公 団 設	昭 和 23 年		12・22	農村同志会・期成会員が上京、陳情(吉田首相・農林省開拓局・建設省・経済安定本部)
			12・1	愛知県議会「木曾川総合開発事業の調査促進」および「愛知用水事業施行」についての建議案を議決
			12・3	愛知県議会太田議長、同上につき国会へ意見書を提出

	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設 立 前	昭和26年	10・10 農林省木曾川水系総合農業水利調査事務所開設 12・4 国土総合開発法に基づき「木曾特定地域」が指定	11・24 12・1	愛知用水土地改良区設立準備委員会設立(委員長 伊藤佐) 愛知用水大規模農業水利改良事業国営施行申請を提出(久野庄太郎ほか15名)
	昭和27年	11・6 世銀ドール, 日本経済調査団長として来日, デ・ビルデ, ギルマーチン現地視察 日本政府によって世銀融資につき最初の折衝	3・17 5・8 6・5 7・5 10・16	愛知用水土地改良区設立認可申請書を提出 愛知用水土地改良区の設立, 事務局を開設 愛知用水土地改良区総代選挙 愛知用水土地改良区総代会を開催, 伊藤佐を理事長に互選 愛知用水大規模農業水利改良事業国営施行申請は予備審査の結果, 適当と判定 愛知県耕地課は昭和27年度から愛知用水調査費を計上し, 調査を開始
	昭和28年	4・1 農林省はP.C.I.と愛知用水技術援助契約を締結 5・26 米大使館, 参事官ウェアリング来名, 名古屋商工会議所は要望書を提出 11・下旬 世銀ドール再度日本経済調査のため来日 12・10 世銀副総裁ガーナー来日, 世銀借款につき日本政府と折衝	2・21 4・1 6・5	三好土地改良区設立認可 可児川防災ため池事業として松野ため池着工 愛知用水期成促進大会を名古屋市農林会館にて開催, 愛知用水着工に関する陳情書・決議を採択
	昭和29年	4・29 世銀副総裁ガーナーは, 小笠原蔵相あての書簡を井口駐米大使に伝達方依頼 5・29 日本政府, 世銀に対し外資導入申請 7・下旬 P.C.I.予備設計報告書を農林省へ提出	3・9 6・8	今渡水利組合を解散し, 今渡揚水土地改良区設立認可 東海経済懇話会6月例会において愛知用水計画促進につき協議

	年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設 立 前	昭 和 29 年	7・29	世銀農業調査団来日	7・30	東海経済懇話会は世銀ドール来名の際、愛知用水事業の世銀借款成立につき要望書を提出
		8・18	団長ドール帰国		
		8・30	デフリース後任団長として来日		
		11・12	世銀鉱工業調査団来名		
		11・26	P.C.I. 愛知用水計画報告書を農林省へ提出		
	昭 和 30 年	1・7	世銀副総裁ガーナー，世銀農業調査団報告書を井口駐米大使に手交	6・30	愛知用水協力会結成，会長に愛知県知事桑原幹根就任
		2・7	世銀副総裁ガーナー，愛知用水計画に関するメモランダムを井口駐米大使に手交		
		2・19	農林省清野技術課長，世銀借款予備交渉のため渡米（帰国5・7）		
		5・18	P.C.I. 愛知用水追加報告書を農林省へ提出		
		5・24	世銀ドール，河野農林大臣あて書簡を提出，公団法案の国会提案を了解		
		6・17	愛知用水公団法案，閣議決定		
		6・18	P.C.I. エリック・フロアールと各省技術者，愛知用水事業計画に関し，討議		
		6・26	農地局戸嶋参事官，和田計画部長，王滝村・三岳村当局と用地補償問題につき協議		
		7・28	衆議院農林水産委員会で公団法を全会一致で可決		
		7・30	参議院農林水産委員会で公団法を全会一致で可決		
		8・6	愛知用水公団法公布（30年9月27日施行 法律第141号）		
		8・29	世銀メモランダム（農業開発		

	年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設 立 前	昭 和	9・30	事業の今後の作業について) 提出 愛知用水公団法第20条第1項の規定による事業基本計画の概要が告示(農林省告示第773号)		
		10・3	愛知用水公団設立委員会開催	10・5	名古屋商工会議所に愛知用水協力委員会設置
		10・10	愛知用水公団設立		
30 年	昭 和	10・12	愛知用水公団法第20条第1項による事業基本計画が農林大臣から公団に指示	10・15	愛知県知事は愛知用水土地改良区理事長に対し, 受益者の3分の2以上の同意を要請
		12・5	農林省は愛知用水特別調査委員会を設置し, 畑かん, 機械開墾の合理的施行の検討		
公 団 設 立 後	昭 和 31 年	3・15	堰堤および水路事業所を設置	1・1	愛知用水土地改良区理事長に日高啓夫就任
		3・19	愛知県と水道事業資金供給に関する基本協定を締結	1・15	愛知用水土地改良区は事業実施につき3分の2の同意書を農林大臣あて提出
		4・20	木曾特定地域総合開発計画の要旨公表(総理府告示第212号)		
		5・1	知多郡大府町に畑地かんがい実験農場設置	3・1	愛知用水土地改良区事務局長に元愛知県開拓課長植松喬就任
		5・4	E.F.A. と技術援助協定を締結(5・15認可)	9・1	愛知県農地部に愛知用水課を設置および関係農地開発事務所に愛知用水係を増設
		6・28	愛知県と支線水路の委託に関する基本協定を締結	9・10	可児土地改良区設立認可申請
		11・30	公団は木曾川水系木曾川支流王滝川河水引用および河川敷占用ならびに河川付近地内工作物設置許可を長野県知事に申請	11・16	可児土地改良区設立認可理事長に渡辺清男就任
		11・30	公団は木曾川水系木曾川河水引用許可を岐阜県知事に申請	12・10	愛知用水土地改良区より「愛知用水だより」創刊号発刊
		12・18	事業実施計画書(牧尾ダム分)を農林大臣に提出		
		12・24	関西電力株式会社と発電事業		

年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
昭和31年	12・27	に関する基本協定を締結 公団桜井理事ほか職員2名世銀に対する技術報告書説明のため渡米		
公 団 昭 和 32 年 後	1・	米国余剰農産物第3次受入中止発表		
	2・1	岐阜県と支線水路の委託に関する基本協定を締結	2・15	入鹿用水土地改良区区域を愛知用水事業地域に加えることについて、基本的に農林省、公団、愛知県、入鹿用水土地改良区の間において了解
	3・11	世銀が事業計画に関する技術説明を原則的に了解		
	6・10	事業実施に下流の水路計画を加えた事業実施変更計画について関係3県と追加協議を開始	4・1 6・3	愛知県水道建設事務局設置 愛知用水土地改良区理事長ら、事業実施計画の早急告示について農林省などに陳情
	6・21	事業実施計画を農林省へ提出		
	7・9	世銀借款交渉のため、日本政府代表、大蔵省松川主査、農林省清野建設部長、公団岡田理事ら渡米	7・29	愛知用水土地改良区「農業受益計画第1次試案」を発表
	8・9	世銀借款契約および政府保証契約に調印（ブラック世銀総裁朝海駐米大使、浜口公団総裁）	9・21 9・26	愛知県は水道事業に関する共同施設の使用承諾 愛知用水土地改良区理事長、事業実施の促進と負担の軽減について農林大臣・公団総裁・愛知県知事に要請
	9・10	農林大臣は事業実施計画に関する法的手続完了の旨告示		
	9・25	関西電力株式会社は発電事業に関する共同施設の使用を承諾	10・14	愛知県議会に用水開発促進委員会および愛知用水分科会を設置
	11・5	三好池ダム工事に着手		
	11・13	愛知県知事と上水道および工業用水道事業について覚書を交換		
	11・17	長野営林局と王滝森林鉄道の付替について協定を締結		
	11・17	牧尾ダム仮排水路工事に着手	12・2	愛知県知事は公団に対し名古屋

	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
	昭和32年	11・30 岐阜県営松野池（防災ため池）の建設に関し協定を締結		南部臨海工業地帯造成に伴い、工業用水 5 m <sup>3</sup> /s の追加を要請
公 団 設 立 後	昭 和 33 年	1・20 兼見トンネル工事に着手	1・10	入鹿用水土地改良区は愛知用水事業に加入を決定 3・28 事業推進の目的をもって受益地域内の農業協同組合が愛知用水対策協議会を結成
		2・1 水路事業所を廃止し、水路第1および第2事業所を設置	3・28	
		5・10 牧尾ダム建設工事の請負契約を締結		
		6・11 牧尾ダム補償協定書・附属協定書・覚書を三岳・王滝両村と締結		
		7・25 牧尾ダムの仮締切ダム一部流出		
		8・20 畑地かんがい実験農場の5試場(可児・小牧・横賀須・東浦・美浜)を設置		
		8・26 台風17号による異常出水のため牧尾ダム仮締切の一部が流出		
		9・8 世銀借款限度額を700万ドルから530万ドルに減額		
		9・11 ロックフィルダム反対郡民大会を上松駅前にて開催、二子持コンクリートダム建設を主張		
		11・4 長野県知事より牧尾ダム仮締切工事再開の認可あり、直ちに工事を再開		
		11・26 長野県知事と神戸・越立間の道路工事および費用負担に関する協定を締結		
		12・1 長野県知事より牧尾ダム本工事実施認可あり、即日工事を開始		
昭和34年	1・20	長野県知事と牧尾ダム左岸県道付替工事に関する協定を締結	1・21	愛知県知事より名古屋南部臨海工業地帯の造成を促進するため

年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係	
昭 和 34 年 立 後	2・15	結 牧尾ダムサイト右岸部に断層 亀裂による地すべり発生，直 ちに現地調査のうえ，応急対 策実施	2・12	の追加工業用水道計画について 依頼文書を関電社長あて発送 愛知県知事より名古屋南部臨海 工業地帯造成計画に伴う工業用 水の需要増大（32・11・2 公団に 要請した工業用水 5 m <sup>3</sup> /s追加計画） に関連して幹線水路の工事計画 （八幡新田—加世端）の断面変更 （12m <sup>3</sup> /sを16m <sup>3</sup> /s）に増大につき 公団に依頼	
	2・18	地すべりに伴い，王滝森林鉄 道は一時運休	3・28	県議会に用水開発促進委員会を 設置	
	3・14	土地評価委員会発足	4・1	事業の拡大に伴い関係開発事務 所に愛知用水課を設置，および 9・1 耕地整備事業推進のため， 指導係を増設	
	4・15	牧尾ダムサイト地すべり応急 対策工事が完了，森林鉄道が 運行再開			
	4・16	兼見・愛岐・富士・白山工区 をそれぞれ第1・2・3・4 工区と名称を変更，新たに第 5・6・7工区を設置			
	5・10	公団は農林省に対し研修生と して技術職員の応援を依頼			
	6・1	愛知用水土地改良区と三好池 の暫定管理に関する協定を締 結	9・25	愛知県は他府県より，派遣職員 （92人）の応援を受ける	
	8・1	東郷調整池工区を設置	10・10	愛知用水土地改良区事務局長に 元京都農地事務局管理部長小山 邦雄就任	
	8・3	長野営林局長と王滝森林鉄道 付替に関する協定を締結			
	8・20	牧尾ダム定礎式を挙行政			
	12・7	愛知用水土地改良区と耕地整 備事業の委託に関する基本協 定を締結			
	昭 和 35 年	1・8	可児土地改良区と耕地整備事 業の委託に関する基本協定を 締結	5・10	愛知県農林部・農地部関係各課 の専門係員による，愛知用水地 域農業計画作業室を設置
		5・28	農地局長・公益事業局長との 間で牧尾ダム建設に伴う共同 施設費の負担額の決定につい て申し合わせ		
	6・4	公団は牧尾貯水池新発電所計			

	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公	昭 和 35 年	6・10 画（王滝川発電所）に関し、関西電力に同意 木曾川水系木曾川の河水引用と河川敷占用および工作物設置ならびに河川付近地内工作物設置について岐阜県知事から許可 11・14 牧尾貯水池の建設に要する費用負担について公団・関電との間に覚書を交換		
	団  設  立  後  年	2・10 公団は、木曾川水系木曾川河水引用変更（かんがい期間の変更）許可を岐阜県知事に申請 4・12 農林省と愛知県は愛知用水事業の負担金に係る基本的事項について了解 5・28 牧尾ダム完工式を挙行政 6・12 施設管理規程に関する諸手続完了の旨告示 6・26 通水式を直前にして梅雨前線豪雨による災害発生 8・31 御岳・常盤両発電所に対する損害補償（仮締切一部流出33—8—26）に関する覚書を関電と締結 9・30 通水式を挙行政 10・1 浜口総裁退任し、新理事長に成田努就任 10・16 愛知用水管理事業所を設置 10・17 木曾川水系木曾川の河水引用変更（かんがい期の変更）が岐阜県知事から許可 11・30 E.F.A. との間に「技術援助協定に基づく役務の完了についての協定書」が調印され、5年有半にわたる契約解除	5・24 6月末通水を達成するため「愛知用水の愛知県委託支線水路事業の工事施行について」の依命通達 6・26 愛知用水土地改良区は管内に5カ所の管理事務所を設置 10・1 愛知県水道部設置 10・1 豊川用水事業の受託に伴い「愛知用水課」を「農業用水課」と改称 11・30 愛知県主催「愛知用水竣工祝賀式」挙行政	



	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設	昭 和 36 年	12・18		
		12・20		
		12・20		
		12・20		
		12・28		
		12・28		
立 後	昭 和 37 年	2・20		
		3・3		
		3・16		
		3・23		
		4・1	4・1	愛知県農林部農業技術課に営農指導係を設置
	5・1	5・1	愛知用水土地改良区は公団と仮管理に関する協定を締結	

年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
昭和37年	8・27	委託協定を入鹿用土地改良区と結結		
	12・27	農林省・公団・愛知県は農民賦課金の基本方針を決定		
	12・27	愛知用水事業に要した建設費の賦課処分を愛知・入鹿・可児各土地改良区に対し実施 昭和36年梅雨前線豪雨による災害復旧費の賦課処分を愛知・入鹿両土地改良区に対し実施		
昭和38年	9・6	愛知県および公団は、建設負担金徴収のため受益面積再調査の実施を決定		
昭和39年	5・16	愛知用水管理事業所を管理部に統合、管理・徴収体制の一元化を図る	7・2	愛知県知事は、工業用水 3 m <sup>3</sup> /s 追加取水に伴う水利権の取得について公団に申入
	7・18	公団は岐阜県知事に対し工業用水 3 m <sup>3</sup> /s 取水に関する水利権の変更を申請	8・27	愛知県知事は関係市町村長に対し、受益面積再調査の協力を依頼
	7・28	愛知県・岐阜県および公団は、工業用水 3 m <sup>3</sup> /s 取水に関する水利権変更の処理について協議し方針を決定	11・26	可児土地改良区は、岐阜県可児町営工業用水道事業として 0.3 m <sup>3</sup> /s の農業用水転用を公団に申入れ
	9・5	工業用水 3 m <sup>3</sup> /s の取水に関する水利使用変更許可命令書が、岐阜県知事から公団に交付	12・25	可児町から町営工業用水道事業として 0.3 m <sup>3</sup> /s 取水を公団に申入れ
	10・1	成田理事長退任し、新理事長に塩見友之助就任		
	12・3	公団に副理事長を本部長とする賦課徴収促進対策本部を設置、農民建設負担金の円滑な徴収確保を図る		
	12・18	工業用水 3 m <sup>3</sup> /s 追加取水に		

	年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
	昭和39年	伴う関西電力兼山・今渡発電所における減少電力量補償について、公団と関電の間で覚書を締結		
公 団 設 立 後	1・25	工業用水 3 m <sup>3</sup> /s 取水に伴う施設管理規程の一部変更に関する諸手続を完了の旨告示	4・5	愛知用水土地改良区は、臨時総代会において、昭和40年度建設負担金として10アール当たり平均1,000円の徴収を可決
	2・22	可児町・可児土地改良区および公団は、町営工業用水道 0.3m <sup>3</sup> /sの取水に伴う処理について方針を決定		
	2・27	公団は岐阜県知事に工業用水 0.3m <sup>3</sup> /s取水に関する水利権の変更を申請		
	2・28	公団・県および愛知用水土地改良区は、受益面積再調査実施の中間結果として約10,000 haの水利用面積を明らかにする		
	3・31	工業用水0.3m <sup>3</sup> /sの取水に関する水利使用変更許可命令書が、岐阜県知事から公団に交付		
	12・9	農林省・公団および愛知県は、愛知用水農民負担金の処理対策について基本的に了解		
	4・9	公団および愛知県は、農林省に愛知用水土地改良区昭和41年度建設負担金を増額し、賦課徴収するよう指導する旨申入れ	11・	愛知用水土地改良区理事長ら、建設負担金軽減について農林省・地元選出国會議員に陳情
	5・20	工業用水0.3m <sup>3</sup> /s取水に伴う施設管理規程の一部変更に関する諸手続を完了する旨告示	12・	愛知用水土地改良区は、総代会において昭和41年度建設負担金を40年度と同額とし、その増額については関係機関と協議のうえ決定することとし、その差額は追加徴収することを可決

年	月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係		
公 団 設 立 後	昭	4・25 (4回)	3・13	愛知県は、都市用水3.805m <sup>3</sup> /sの追加取水を公団に申入れ		
		4・27	4・24	愛知県および東海経済懇話会事務局は、行政監察局から公団の水資源開発公団への統合に関連して、水資源の開発利用に関して行政監察を受ける		
		5・15	4・28	愛知県農地部・土木部・企画部・水道部の各部は、行政監察を受ける		
		6・19			5・11	愛知用水土地改良区は、行政監察を受ける
	和	8・28	10・6	6・12	愛知用水土地改良区は公団の存続について関係方面に陳情	
		42	10・11	7・4	可児土地改良区および可児町は、町営工業用水0.2m <sup>3</sup> /sの農業用水追加転用を公団に申入れ	
			11・14	9・27	愛知用水土地改良区は、総代会において昭和42年度から18年間にわたり、建設負担金として10アール当たり平均2,200円の徴収を可決	
		年	12・4			
			12・28			

		年 月・日	政府および公団関係	月・日	県および土地改良区関係
公 団 設 立 後	昭	3・18	愛知県都市用水3.805m <sup>3</sup> /s, 可児町工業用水0.2m <sup>3</sup> /s, 愛 知県地域冬期かんがい用水 0.372m <sup>3</sup> /sの水利使用変更が 建設大臣から許可		
	和	4・2	愛知県・愛知用水土地改良区 および公団は, 農民建設負担 金の徴収確保のために講ずる 措置について了解		
	43	9・25	愛知県地域における都市用水 の水源を, 木曾川水系におけ る電源開発との関連で, 合理 的かつ総合的に確保するため に愛知県地域利水確保対策協 議会発足		
	年	9・28	愛知県都市用水3.805m <sup>3</sup> /s, 可児町工業用水0.2m <sup>3</sup> /s, 愛 知県地域冬期かんがい用水 0.372m <sup>3</sup> /s 取水に伴う施設管 理規程の一部変更に関する諸 手続を完了した旨告示		

## あ と が き

愛知用水は戦後日本で行なわれた最大の総合開発事業の一つであるといわれているが、その発端から完工までの過程は、藩幕時代やそれ以後に行なわれた用水建設の歴史に比べると比較にならぬほどスムーズに運んだといえるかもしれない。しかし、それには記すべき幾多の先人による飽くことのない努力や思い出、または多くの語るべきものが残されている。

従来、このような企ては技術誌という形式で残されるものが多いが、その大部分は設計や工事の記録が多く、しかも結論的なものが大半を占めており、それまでに至った道程が比較的簡略化されている。もちろん、このようにしてでき上がったものもその技術の向上発展に資するという点から考えると十分にその目的を達しているものであり、大いに敬意を表するものであるがこれではでき上るまでの先人の苦勞が割合に人に知られずに埋もれてしまうことになる。埋もれた記録の中にはその仕事ができ上るまでの経過や基本的な事柄があり、これがなくしては建設もあり得なかったはずではなかろうか。

愛知用水史の編集の企画は、こんな考え方を中心として愛知県副知事松尾信資と愛知用水公団副理事長清野保との間の話し合いで生まれた。この用水史の編集は昭和40年から公団・愛知県の間で始められたが、わずか20年ほど前のことなのに公団や県に保管してあった資料のほかは意外に散逸しており、それらを収集することが非常に困難であった。このため資料の不足、不整理などから、なお再検討を要する多くの諸点に気付き、編集者が関係者の間を足でかせいだものも相当数にのぼっている。しかし、限られた範囲の人と期間で編集したので、極力落ちのないことに留意したが、資料が入手できないため書き落した点があるかもしれない。あくまでも記録である以上、資料が手に入らなかった場合はやむを得ない措置といえよう。

編集に当たってとくに考慮した点は、できる限り外史的なものも採り入れることであったが、十分に果すことができず、ことに本事業にまつわるエピソードや余りにも個人的にわたるものは心ならずも割愛した。本書の内容が

広範囲であるため、どうしても部分的には羅列的、平面的にならざるを得なかった。

しかし、愛知用水の全貌およびその歴史的事実を後世に伝えたいという基本的理念は貫ぬいたつもりである。また、構成、記述の形式、文体およびその他については、極力理解し易い様式を採ることに努力を払った。

この間、別記のような多くの方々に協力していただき、かつ貴重な資料の提供を願い、豊川用水の建設と愛知用水の管理業務の多忙の合間をぬって原稿を書いていただいたことに対し厚くお礼を申しあげる。

また、多忙の折にもかかわらず監修の労をとっていただき、われわれを良く導いていただいた名古屋大学教授松井武敏ならびに監修に参加された椋山女学園大学教授安藤慶一郎に深甚なる謝意を表す。なお、最後まで編集を担当し資料の収集や校正に熱意をもって当たった公団総務部調査役寺崎圭助ならびに愛知県農地部主事沢田権平にも心からお礼を申しのべる。

その他多くの関係者から多大のご援助を得たことも、ここに厚く感謝する。なお、本書文中の人名については、敬称を省略させていただいた。

(編集委員会)

## 執筆者一覧 (五十音順)

### 執筆者

伊藤 勉 (県農地部)	仙谷 彰 (公団工務部)
伊藤 和吉 (県水道部)	竹腰 富次 (県農地部)
稲垣 啓固 (愛知用水土地改良区)	武田 久興 (県水道部)
氏原 柳一 ( " )	田中 勝 (県農地部)
大畑 昇一 (県農地部)	寺崎 圭助 (公団総務部)
沖 憲壮 (公団工務部)	中瀬戸 正 ( " 管理部)
奥田 勝己 (県農林部)	早川 浩 (県農林部)
甲斐 康弘 (公団工務部)	平瀬 洋三 (県農地部)
加藤 武夫 (明和高校教諭)	平林 巖 (公団管理部)
小林 喜章 (県農地部)	堀田 政次 (県農林部)
近藤 晋 (公団管理部)	松井 実 (県水道部)
佐高 成大 (県農地部)	松田 利幸 (県農地部)
沢田 権平 ( " )	森本 潤 (公団経理部)
沢田 省三 (公団管理部)	藪亀 淳夫 ( " 工務部)
猿渡 良一 (県農地部)	山田又右エ門 ( " 工務部)
角田 勲 (公団工務部)	山本 潔 (愛知県農業コンサル タント協会)
清野 保 (公 団)	吉田 英二 (公団経理部)

編 集 愛知用水公団総務部  
愛知県農地部



## 愛知用水史

---

昭和43年9月30日（非売品）

発行者 愛知用水公団

名古屋市中区三の丸一丁目2の1

愛知県

名古屋市中区三の丸三丁目1の2

---

印刷所 西川印刷株式会社

名古屋市千種区青柳町5の6

---

製本所 飯島製本株式会社